



令和4年12月21日

子どもの通院（外来）医療費助成の対象年齢を拡大します！

令和5年4月診療分から、小学6年生までが
通院（外来）医療費の助成を受けることができますようになります。

これまで小学3年生までの子どもを対象としていた通院（外来）医療費助成の対象年齢を、令和5年4月診療分から、小学6年生（12歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡大します。新たに対象となる方には案内を送付いたします。令和5年4月以降に、滋賀県内の医療機関を受診される際は、窓口で福祉医療受給券を提示いただくと、健康保険適用内の医療費が無料になります。

記

1 新たに対象となる児童

新小学4・5・6年生（平成23年4月2日～平成26年4月1日生まれ）

※ひとり親家庭や重度心身障害者を対象とした受給券をお持ちの方、生活保護受給中の方などは、引き続き現在の助成制度をご利用いただけることから、対象にはなりません。

2 助成開始時期と内容

令和5年4月1日診療分から

健康保険適用内の医療費が全額無料（※健康保険適用外の場合は助成対象外）

3 申請の手続き（新小学5・6年生の方）

- (1) 1月中旬頃に、市保険年金課から手続きの案内を送付
- (2) 2月24日（金）までに申請書を市保険年金課へ提出
- (3) 3月中旬頃に、受給券を発送

※現在受給券をお持ちの新小学4年生の方には、小学6年生までご利用いただける新しい受給券を送付しますので、4月以降は新しい受給券をご利用ください（申請不要）。

問い合わせ先

市民環境部保険年金課

担当：福江、小堀、巴

電話：30-6136 FAX：22-1398



小学校卒業まで、子ども医療費助成の 通院(外来)対象年齢を拡大します！

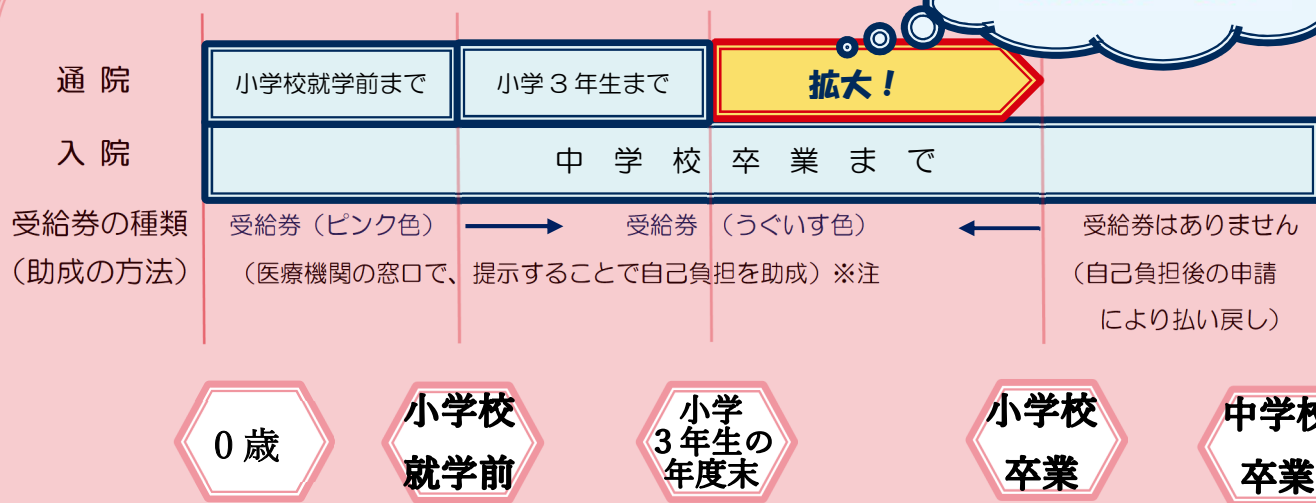
これまで小学3年生までの子どもを対象としていた通院(外来)医療費助成の対象年齢を、令和5年4月診療分より小学6年生(12歳に達した日以後の最初の3月31日)までに拡大します！

- ・現在、福祉医療費受給券(子ども医療)をお持ちの方については、令和5年3月中に小学6年生までご利用いただける受給券を新たに交付します。(申請は不要です。)
- ・新規対象者には、新しく福祉医療費受給券(子ども医療)を交付します。
⇒新しく受給券を受け取っていただくためには、**申請書の提出が必要**です。
⇒令和5年4月以降に滋賀県内の医療機関を受診される際は、福祉医療費受給券(子ども医療)を窓口で提示いただくと、入院・通院(調剤薬局も含む)ともに、健康保険適用内の医療費が無料になります。

※中学1年生から中学校卒業までの入院費についてはこれまでどおり、申請に基づく払い戻しの助成方法となっています。

【イメージ図】

小学6年生(小学校卒業)まで拡大



※注：県外の医療機関を受診された場合は、自己負担後の申請により払い戻しとなります。

健康保険適用外のものには助成されません。

(健康診断、予防接種、診断書代、容器代、入院時の食事代、選定療養費など)

お知らせ

- ・新しく受給券を受け取っていただくためには、**申請書の提出が必要**です。
- ・ご不明な点があれば、下記までご連絡ください。

彦根市役所 保険年金課 年金係 TEL：0749-30-6136